子支払額等があること。

六十三　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十四　スクールバス等に要する経費があること。

六十五　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

六十六　遠距離通学対策に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に六、〇〇三、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

産業競争力強化法第百二十七条第一項に規定する創業支援等事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　産業界、大学等、地域金融機関及び地方公共団体の連携の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　創業支援等事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ハ　地域資源の発掘、活用方法の分析等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ニ　地域密着型企業の創業に向けた取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前条第一項第一号の表第六十一号一に規定する算定方法に準じて算定した額

三　前条第一項第一号の表第六十一号二に規定する算定方法に準じて算定した額

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×162,500円＋B×296,800円

算式の符号

A　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

子支払額等があること。

六十五　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十六　スクールバス等に要する経費があること。

六十七　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

六十八　遠距離通学対策に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に六、一三六、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

産業競争力強化法第百二十七条第一項に規定する創業支援等事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　産業界、大学等、地域金融機関及び地方公共団体の連携の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　創業支援等事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ハ　地域資源の発掘、活用方法の分析等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ニ　地域密着型企業の創業に向けた取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前条第一項第一号の表第六十三号一に規定する算定方法に準じて算定した額

三　前条第一項第一号の表第六十三号二に規定する算定方法に準じて算定した額

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×161,200円＋B×294,300円

算式の符号

A　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数